

## 2019 年度植生学会臨時総会議事次第

開催根拠 植生学会会則第 8 条 3 項に基づく電磁的方法による臨時総会  
日 時 2019 年 5 月 25 日（土）—6 月 3 日（月）

### 審議事項

- 1) 植生学会運営委員会規則の改定について

2019年5月25日

会員各位

植生学会会長  
石川慎吾

植生学会会則第8条3項に基づき、下記1件の審議事項について電磁的方法による臨時総会の審議を行います。ご回答は、6月3日までに(1)オンラインの回答フォーム(<https://forms.gle/cw44Wi4wjwXBzopY6>)または(2)庶務幹事宛(mhiga@kochi-u.ac.jp)にメールの回答フォーマットよりお送り下さい。集計作業の負担軽減のため、可能な限り(1)オンラインの回答フォームをご使用下さい。

### 審議事項

#### 1) 植生学会運営委員会規則の改定について(審議資料1, 2, 3)

2018年度の植生学会総会(2018年10月21日、宇都宮大学峰キャンパス)に上程いたしました植生学会運営委員会規則の改定案「運営委員会による会長候補者(複数名)の推薦」(別紙資料1, 2)について、審議の結果採決を見送ることとし、会員に対して意見聴取を行うこととなりました。これを受けて、2019年4月8日~21日の日程で電磁的手法(メール及びオンライン回答フォーム)による意見聴取を実施しました。意見聴取の結果、「運営委員会による会長候補者(複数名)の推薦」について、参加者61名のうち、25名から概ね賛成のご意見を、4名から反対のご意見を、9名から修正のご意見を頂きました。ご意見の詳細は別紙資料3を参照ください。お寄せいただきました修正意見をもとに、植生学会会長・運営委員選挙施行細則(別紙資料4)を改定し、運営委員会だけではなく会員からの推薦(自薦・他薦を問わない)を受け付けることといたしました(同細則第3条3~5項)。また、運営委員会での選定のルールも明確化しました(同細則第3条6項)。同細則の修正案について、運営委員会メール審議(R01-002, 審議期間2019年5月17~24日)で承認され、また会則第10条2項2号にもとづく臨時総会の開催も承認されました。以上の事から、原案につきまして採決を行います。下記改定理由をご参照の上、本改定案の可否についてご審議ください。

#### 改定理由

本会は現在、会員数が減少傾向にあり、将来学会の運営を担う若手会員の持続的な確保は喫緊の課題であります。本会の更なる発展及び新規会員の獲得のためには、積極的な公開シンポジウムの開催、国際研究交流、教育・普及活動など、本会のプレゼンスを向上させるための活動を実施することが必要です。このため、少なくとも現在の状況が改善されるまでの間、指導力のある会長を選任することが求められます。しかし、学会運営に参加することのできる会員は、現実的には大学または博物館・研究所等に所属する会員です。以前は、会員名簿を配布していたため、どの会員がどの所属で、どのような職位なのか、学生会員・一般会員の別を参照することが可能でしたが、会員名簿の発行を停止した現在では、この情報は利用できません。選挙に際し、一部の若手・学生会員からは、「どの候補者に投票すればよいかわからない・決められない」との意見が寄せられています。

「運営委員会による会長候補者(複数名)の推薦」は、他の学会でも導入されている手法です。平成30年度の総会では、導入による選挙の自主性への影響を懸念する意見がありましたが、選挙施行細則第3条10項に「会員・運営委員会推薦会長候補者以外の候補者名も記入することができる」ことを記載す

